

共催・協賛・後援に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人広島県理学療法士会（以下、本会）が関与する催しの適否および関与手続きについて定めることを目的とする。

(定義)

第2条 以下の通り用語を定義する。

- (1) 共催とは、本会を含む複数の団体が共同で催しを開催することをいう。
- (2) 協賛とは、第三者が主体となる催しについて、本会が趣旨に賛同し協力・援助することをいう。協賛金等の費用負担を伴うことがあり、後援に比べて本会の関与が大きい場合に使用する。
- (3) 後援とは、第三者が主体となる催しについて、本会が趣旨に賛同し協力・援助することをいう。原則として名義使用の承認に限る場合に使用する。

(承諾基準)

第3条 行事の主催者が、次のいずれかに該当するもので組織、資金等に関して、行事の遂行能力が十分であると認められること。

- (1) 国、地方公共団体又はこれに準ずる公的法人
 - (2) 公益法人等の非営利法人
 - (3) 内容堅実で、目的が本会事業の目的に照らし相応と判断される任意団体
 - (4) その他、常任理事会にて特に適当と認められたもの
- 2 行事の内容等が、公共性又は公益性を有し、広島県民の保健医療福祉に寄与し、また、本会会員に有益であると認められること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (1) 個人が主催するもの
 - (2) 営利を目的とするもの
 - (3) 政治的又は宗教的目的を持つもの
 - (4) 特定の思想、流派又は系列に偏るもの
 - (5) 主催者の構成員の親睦を目的とするもの
 - (6) その他、常任理事会にて不適当と認められたもの

(共催等の承諾申請)

第4条 共催等を受けようとする者は、あらかじめ次に示す書類を具備して申請し、常任理事会において承諾を受けなければならない。なお、返答までの時間に猶予がない等の特別な事情がある場合には、常任理事によるメーリングリストでの承認によって、常任理事会の承認に代えることがある。

- (1) 催し名称
- (2) 組織委員会責任者名および捺印
- (3) 開催趣旨
- (4) 開催日時
- (5) 開催場所
- (6) 組織委員候補者の名簿
- (7) 開催規模（参加予定者数および主な内容）
- (8) 他の学会との共催、協賛関係の有無
- (9) 運営にあたり必要な負担経費等の予算書
- (10) その他

(承諾の通知)

第5条 共催等を承諾した場合、当該申請者に対し承諾書を交付するものとする。

(事業中止等の届出)

第6条 主催者は、共催等の承諾を受けたあとに事業の中止、または事業内容等に変更があった場合には、速やかにその旨を届け出なければならない。

(事業報告および決算書の提出)

第7条 共催の場合、主催者は事業終了後に収支決算書を含む完了報告書を速やかに提出し、常任理事会の承認を得なければならない。なお、特別な事情がある場合には常任理事によるメーリングリストでの承認によって常任理事会の承認に代えることがある。

- 2 協賛、後援の場合、事業が終了した場合、完了報告書を速やかに提出しなければならない。ただし、協賛に関しては収支決算書の提出を求めることがある。

(共催等の取消し)

第8条 共催等の承諾を受けた者が、その事業の実施にあたり、この規定の第3条にあげる承諾基準を具備しなくなったと認めるとき、また不適当な行為があると認めるときはこれを取消すものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

(附則)

- 1 この規程は平成23年12月5日より施行する。